

貸渡約款（抜粋）

第1章 総則

第1条（約款の適用）

1. 当社はこの約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」という）を借受人に貸渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。
なお、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。
2. 当社は、この約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が優先するものとします。

第2章 予約

第2条（予約の申込）

1. 借受人は、レンタカーを借りるにあたって、この約款・料金表等に同意の上、別に定める方法により、予め車種、用途、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、付属品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」という）を明示して予約の申し込みを行なうことができます。
2. 当社は、借受人から予約の申込があったときは、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、別に定める予約申込金を支払うものとします

第3条（予約の変更）

1. 借受人は、前条1項の借受条件を変更しようとするときは、予め当社の承諾を受けなければならないものとします。

第4条（予約の取消等）

1. 借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すこと（以下「取消」という）ができます。借受人の都合により、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」という）が締結されなかったときは、予約が取消されたものとします。
2. 前項の場合、借受人は、別に定めるところにより予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。
3. 当社の都合により予約が取消されたとき、または貸渡契約が締結されなかったときは、当社は受領済の予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより違約金を支払うものとします。
4. 第1項又は第3項以外の事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取消

されたものとしします。この場合、当社は受領済の予約申込金を返還するものとしします。

5. 当社及び借受人は、貸渡契約が締結されなかったことについて、本条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとしします。

第3章 貸渡

第5条（貸渡料金）

1. 貸渡料金は、レンタカーの貸渡時において、地方運輸局運輸支局長及び沖縄総合事務局陸運事務所長に届け出て実施している料金表によるものとしします。
2. 貸渡料金とは、基本料金及び貸渡に付帯する付帯料金の合計額としします。
3. 貸渡料金を、第1条による予約をした後に改定したときは、前項にかかわらず、予約時に適用した料金表によるものとしします。

第6条（貸渡契約の締結）

1. 借受人は借受条件を、当社はこの約款・料金表等により貸渡条件を、それぞれ明示して、貸渡契約を締結するものとしします。この場合、借受人は当社に別に定める貸渡料金を支払うものとしします。

愛媛県伊予市下三谷734-1
株式会社OKレンタリース